官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務二〇五）　一
○環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（環境二八）　五
〔その他告示〕
○香川用水施設改築事業に関する事業実施計画を認可した件（農林水産・経済産業・国土交通二）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通六四四）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（同六四五）　七
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同六四六～六五二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局八七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局六八）　七
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　八
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
〔資　料〕
令和八年三月中国際収支状況（速報）及び令和七年度中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、職員の免職処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一二九

法規的告示

○総務省告示第二百五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、令和八年七月一日から施行する。

なお、令和七年総務省告示第百七十八号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、令和八年六月三十日限り廃止する。

令和八年五月二十八日

総務大臣　林　芳正

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備　考
72.54MHzから72.66MHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
				空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。